平成２８年（フ）第４１８９号
大阪府豊中市西泉丘３丁目19番地４号
破産者　有限会社ＩＴＣＡ
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１９０号
大阪市淀川区木川東２丁目１番12号大阪府ＩＴビジネスインキュベータ
破産者　株式会社リビット
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１６号
大阪府大東市谷川２丁目８番40号　シャルトコンポン５Ｃ　吉山満方、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市扇町５番７号大東クイーンハイツ１－Ｂ号
破産者　有限会社吉山設備事務所
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８９号
大阪府四條畷市清滝中町28番32号
破産者　有限会社ラヴリンス
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５１号
堺市堺区南瓦町１番20号
破産者　株式会社ＹＨＳ
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５０号
堺市堺区少林寺町東１丁１－10サンシャイン上北205、住民票上の住所堺市堺区大浜北町３丁４番20号
破産者　玉川商店こと玉川政夫こと　ＣＨＵＮ　ＨＹＵＮＤＯ　全　　懸道
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
岡山県津山市押入1219番地２
破産者　奥田工業運輸有限会社
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６８号
岡山県真庭市久世268番地３
破産者　杉山　祐加
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１３３号
茨城県古河市諸川1116番地の19
破産者　有限会社サンライズジャパン
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３２号
茨城県桜川市鍬田395番地
破産者　有限会社高栄建材
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７１号
栃木県小山市駅東通り１丁目21－７、商業登記記録上の本店所在地栃木県小山市駅東通り１丁目４番７号
破産者　有限会社サンユーミー
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２２０号
千葉県白井市冨士189番地の18　テラスハウスＹａｍａｄａ　101
破産者　渡邉　三男
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１３６９号
兵庫県川西市加茂１丁目10―18、開始決定時の住所東京都台東区柳橋１丁目３－５―605
破産者　大谷　幸雅
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１４７号
東京都新宿区信濃町10番地
破産者　株式会社表現文化社
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１４８号
東京都杉並区清水１丁目25―19
破産者　櫻井　秀教
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８号
東京都町田市相原町1813番地35
破産者　宇野　真一
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１２号
東京都町田市大蔵町469番地
破産者　株式会社ファイブ
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１３号
神奈川県相模原市南区若松５丁目９番２号フレグランス東山101
破産者　白石　大基
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０３０号
東京都町田市原町田１丁目16番14号
破産者　有限会社Ｓｕｇａｒ－ｈｉｌｌ
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０３１号
東京都町田市原町田１丁目16番14号
破産者　杉本　京子
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部